

杉並区住宅マスタープラン(案)の修正一覧

区民意見による修正は、網掛けで記載

No.	章	頁	項目等	計画案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
1	1	1	1 杉並区住宅マスタープラン改定の背景と目的	第5次杉並区住宅マスタープラン策定以降、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であるSDGs*の採択、脱炭素*への対応、ICT*技術やDX*化の進展、自然災害の激甚化など、社会経済環境は大きく変化してきました。また、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、新しい生活様式*への適応、テレワーク*の進展など、住まいのあり方は大きく転換しています。こうした変化を捉え、国は「住生活基本計画*(令和3(2021)年3月)」、東京都は「東京都住宅マスタープラン(令和4(2022)年3月)」を策定しました。杉並区でも、令和3(2021)年度に上位方針である「杉並区基本構想」や「杉並区総合計画」が策定され、令和4(2022)年度以降、都市整備分野総合的方針である「杉並区まちづくり基本方針(杉並区都市計画マスタープラン)」等各分野で計画を見直しています。	第5次杉並区住宅マスタープラン策定以降、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であるSDGs*の採択、脱炭素*への対応、ICT*技術やDX*化の進展、自然災害の激甚化など、社会経済環境は大きく変化しています。また、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、新しい生活様式*への適応、テレワーク*の普及など、住まいのあり方は大きく様変わりしています。こうした変化を捉え、国は「住生活基本計画*(令和3(2021)年3月)」、東京都は「東京都住宅マスタープラン(令和4(2022)年3月)」を策定しました。区では、令和3(2021)年度に区の近未来に向けた道筋を指し示す「羅針盤」である「杉並区基本構想」を策定し、その基本構想で掲げる区が目指すまちの姿を実現するための具体的な道筋となる「杉並区総合計画」を策定しました。令和4(2022)年度以降、都市整備分野の総合的方針である「杉並区まちづくり基本方針(杉並区都市計画マスタープラン)」等、時代の変化に合わせて様々な計画を見直しています。	区民等の意見提出手続きを踏まえ、より適切な記述に修正
2	2	3	1 住宅施策を取り巻く現状(1)国・東京都の住宅施策の動向	国及び東京都の住宅施策は、社会経済環境に合わせて変化を続けており、住宅セーフティネット*の拡充や、マンションの適正管理・再生の促進、空家等*対策の推進、DXの推進等、新たな考え方が示されています。	国及び東京都は、社会経済環境の変化を受け、住宅セーフティネット*の拡充や、マンションの適正管理・再生の促進、空家等*対策の推進、DXの推進等、住宅施策の新たな考え方を示しました。	区民等の意見提出手続きを踏まえ、より適切な記述に修正
3	2	3	1 住宅施策を取り巻く現状(1)国・東京都の住宅施策の動向	住生活基本法(平成18(2006)年法律第61号)に基づき、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画として策定されています。	住生活基本法(平成18(2006)年法律第61号)に基づき、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画です。	より適切な記述に修正
4	2	4	1 住宅施策を取り巻く現状(1)国・東京都の住宅施策の動向	この法改正では、マンションの除却の必要性に係る認定対象として、従来から対象である「耐震性不足のマンション」に加え、「外壁の剥落等により危害を生ずるおそれがあるマンション」等が追加され、～略～	この改正では、円滑な建替えにつなげるため、マンションの除却の必要性に係る認定対象として、従来から対象である「耐震性不足のマンション」に加え、「外壁の剥落等により危害を生ずるおそれがあるマンション」等が追加され、～略～	より適切な記述に修正
5	2	4, 5	1 住宅施策を取り巻く現状(1)国・東京都の住宅施策の動向	法改正	改正	より適切な記述に修正
6	2	8	1 住宅施策を取り巻く現状(2)杉並区の住宅施策動向	将来都市像 みどり豊かな 住まいのみやこ	将来都市像(基本構想が示す杉並区が目指すまちの姿) みどり豊かな 住まいのみやこ	より分かりやすい記述に修正
7	2	9	1 住宅施策を取り巻く現状(3)杉並区の住宅に係る動向	区の人口は令和15(2033)年まで緩やかに増加し、徐々に減少することが見込まれています。	区の人口は令和15(2033)年まで緩やかに増加し、その後徐々に減少することが見込まれています。	区民等の意見提出手続きを踏まえ、より適切な記述に修正
8	2	10	1 住宅施策を取り巻く現状(3)杉並区の住宅に係る動向	杉並区の世帯数は、令和2(2020)年国勢調査で336,339世帯であり、平成27(2015)年と比べて増加しています。一方で、平均世帯人員は減少傾向が続いています。	世帯数は、令和2(2020)年国勢調査で336,339世帯であり、平成27(2015)年と比べて増加しています。一方で、平均世帯人員は減少傾向が続いています。	より適切な記述に修正
9	2	11	1 住宅施策を取り巻く現状(3)杉並区の住宅に係る動向	賃貸住宅:家賃を徴収して貸すことを目的とする住宅	賃貸住宅:賃貸借契約に基づき他人に貸し出すことを目的とした居住用建物	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ、より適切な記述に修正
10	2	11	1 住宅施策を取り巻く現状(3)杉並区の住宅に係る動向	住宅総数について、平成30(2018)年は346,540戸、総世帯数は、317,929世帯と、総世帯数を上回っており、住宅数は充足しています。	住宅総数について、平成30(2018)年は346,540戸、総世帯数は317,929世帯と、住宅総数が総世帯数を上回っています。	より適切な記述に修正
11	2	12	1 住宅施策を取り巻く現状(3)杉並区の住宅に係る動向	住宅の所有関係 住宅について所有の関係をみると、～略～ 住宅の建て方別に所有の関係をみると、戸建ては持ち家の割合が高く、～略～	住宅の所有関係 住宅の所有関係別の比率をみると、～略～ 区内の住宅の建て方別に所有の関係をみると、戸建ては持ち家の割合が高く、～略～	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ、より適切な記述に修正
12	2	13	1 住宅施策を取り巻く現状(3)杉並区の住宅に係る動向	昭和55(1980)年以前に建てられた建物は、居住世帯がある住宅全体の2割以下となっています。 住宅の所有の関係別にみると、持ち家では、昭和55(1980)年以前に建築された割合が高くなっています。	区内の昭和55(1980)年以前に建てられた建物は、居住世帯がある住宅全体の2割以下となっています。 住宅の所有関係別の建築時期をみると、持ち家では、昭和55(1980)年以前に建築された割合が高くなっています。	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ、より適切な記述に修正
13	2	13	1 住宅施策を取り巻く現状(3)杉並区の住宅に係る動向	木造のうち、木造(防火木造を除く)の割合は1割未満となっております。防火木造の割合の方が高くなっています。	なお、木造のうち、約9割が防火木造となっております。	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ、より適切な記述に修正
14	2	14	1 住宅施策を取り巻く現状(3)杉並区の住宅に係る動向	平成30(2018)年度杉並区空き家実態調査では、平成25(2013)年度杉並区空き家実態調査で確認した408件の空き家のうち、219件が改善され、189件は引き続き空き家であることを確認しました。 平成30(2018)年度の～略～	平成30(2018)年度杉並区空き家実態調査では、平成25(2013)年度調査で確認した408件の空き家のうち、219件が改善され、189件は引き続き空き家であることを確認しました。 また、平成30(2018)年度の～略～	より適切な記述に修正

No.	章	頁	項目等	計画法	修正内容(修正は下線部)	修正理由
15	2	14	1 住宅施策を取り巻く現状 (3)杉並区の住宅に係る動向	平成30(2018)年度の調査で確認した空き家と推定した建物のうち、～略～	平成30(2018)年度の調査で確認した空き家と確認した建物のうち、～略～	より適切な記述に修正
16	2	14	1 住宅施策を取り巻く現状 (3)杉並区の住宅に係る動向	築年数別にみると、築50年以上が155件(34.6%)で最も多くなっています。また、築30年以上の空き家が389件(86.9%)となっています。	築30年以上の空き家が389件(86.9%)で、そのうち築50年以上が155件(34.6%)を占めています。	より分かりやすい記述に修正
17	2	15	1 住宅施策を取り巻く現状 (3)杉並区の住宅に係る動向	杉並区の耐震化率は着実に増加しており、令和2(2020)年度末時点で～略～ これまでの耐震診断*だけではなく、建替えにより耐震化される建築物も増えていくことが想定されます。	区の耐震化率は着実に上昇しており、令和2(2020)年度末時点で～略～ 今後はこれまでの耐震改修*だけではなく、建替えにより耐震化されるものも増えていくことが想定されます。	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より適切な記述に修正
18	2	16～20	1 住宅施策を取り巻く現状 (3)杉並区の住宅に係る動向	—	区内の状況を示す記載については、「区内の～」と表現を統一	より分かりやすい記述にするとともに表現の統一を図るための修正
19	2	17	1 住宅施策を取り巻く現状 (3)杉並区の住宅に係る動向	二重サッシ*の設置等、断熱の取組を実施している住宅数は1割程度です。住宅への太陽光発電機器等の設置はあまり進んでいません。	区内の二重サッシ*の設置等、断熱の取組を実施している住宅数は2割程度です。住宅への太陽光発電機器等の設置はあまり進んでいません。	誤記修正
20	2	18	1 住宅施策を取り巻く現状 (3)杉並区の住宅に係る動向	共同住宅の建築時期について、杉並区は昭和55(1980)年以前に建築された住宅が全体の1割程度を占めています。	共同住宅の建築時期について、区は昭和55(1980)年以前に建築された住宅が全体の1割程度を占めており、23区平均と比べるとやや低くなっています。	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、記述を修正
21	2	19	1 住宅施策を取り巻く現状 (3)杉並区の住宅に係る動向	分譲マンションについて、棟数は増加傾向にあります。 図 分譲マンション 棟数推移	区内の分譲マンションについて、戸数は増加傾向にあります。 図 分譲マンション 戸数推移	誤記修正
22	2	20	1 住宅施策を取り巻く現状 (3)杉並区の住宅に係る動向	住宅の所有関係別にみると、～略～	住宅の所有の関係別にみると、～略～	より適切な記述に修正
23	2	21	1 住宅施策を取り巻く現状 (3)杉並区の住宅に係る動向	要支援・要介護の認定者数は、令和2(2020)年で25,506人と、年々増加しています。	要支援・要介護の認定者数は、令和2(2020)年で25,506人と、平成26(2014)年と比較して大きく増加しています。	より適切な記述に修正
24	2	21	1 住宅施策を取り巻く現状 (3)杉並区の住宅に係る動向	母子及び父子世帯について、いずれも世帯数は減少しています。	母子及び父子世帯について、令和2(2020)年と平成2(1990)年を比較すると、いずれも減少しています。	より適切な記述に修正
25	2	22	1 住宅施策を取り巻く現状 (4)第5次杉並区住宅マスタープラン(前計画)に定めた主な事業の実績	取組方針1 安全・安心な住まいづくり 災害に強いまちづくり 防災性の向上について、耐震化、不燃化の促進、水害対策を進めてきました。	取組方針1 安全・安心な住まいづくり 災害に強いまちづくり まちの防災性向上のために、耐震化、不燃化の促進、水害対策を進めてきました。	区民等の意見提出手続を踏まえ、より適切な記述に修正
26	2	23	1 住宅施策を取り巻く現状 (4)第5次杉並区住宅マスタープラン(前計画)に定めた主な事業の実績	取組方針2 住宅セーフティネットの再構築 住宅確保要配慮者向けの住まい環境の整備 高齢者の住まい確保のため、サービス付き高齢者向け住宅*や都市型軽費老人ホーム*の整備を進め、計画策定時の現状値である65戸(平成24(2012)年度から～略～	取組方針2 住宅セーフティネットの再構築 住宅確保要配慮者向けの住まい環境の整備 高齢者の住まい確保のため、サービス付き高齢者向け住宅*や都市型軽費老人ホーム*の整備を進め、平成24(2012)年度の65戸から～略～	より分かりやすい記述に修正
27	2	23	1 住宅施策を取り巻く現状 (4)第5次杉並区住宅マスタープラン(前計画)に定めた主な事業の実績	取組方針2 住宅セーフティネットの再構築 公的住宅*の管理・運営の適正化 さらに、高齢者住宅(みどりの里)*として65歳以上の住宅困窮者世帯に353戸(令和4(2022)年度現在)を提供しています。～略～	取組方針2 住宅セーフティネットの再構築 公的住宅*の管理・運営の適正化 高齢者住宅(みどりの里)*として65歳以上の住宅困窮者世帯に353戸(令和4(2022)年度現在)を提供しています。～略～	記載の統一を図るため修正
28	2	23	1 住宅施策を取り巻く現状 (4)第5次杉並区住宅マスタープラン(前計画)に定めた主な事業の実績	取組方針3 良好な住環境の形成 住宅市街地づくり また、最低居住面積水準*未満の住宅に住む世帯の割合は、15.7%(平成30(2018)年度)であり、22%(平成20(2008)年度)から徐々に改善しています。	取組方針3 良好な住環境の形成 住宅市街地づくり 最低居住面積水準*未満の住宅に住む世帯の割合は、15.7%(平成30(2018)年度)であり平成20(2008)年度時点の22%から徐々に改善しています。	より分かりやすい記述に修正
29	2	24	2 住宅や住環境を取り巻く課題 (1)全体に関する事	新たな日常に対応した暮らし方への対応 デジタル技術の進展とともに、不動産取引においても商談や契約等を遠隔・非接触で行う等のDX化に向けた取組が進んでおり、今後も利便性を高めるデジタル技術を活用した新しいサービスの開発、提供が期待されます。 ～略～デジタル技術を活用した新しいサービスの利用が可能となる環境整備や住宅整備を図る等、居住環境の向上が求められます。	新たな日常に対応した暮らしの実現 デジタル技術の進展とともに、不動産取引においても商談や契約等を遠隔・非接触で行う等のDX化に向けた取組が進んでおり、今後も利便性を高めるデジタル技術を活用した新しいサービスの開発、提供が期待されています。 ～略～デジタル技術を活用した新しいサービスの利用が可能となる環境整備や住宅整備を図る等、居住環境の向上が求められています。	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より適切な記述に修正
30	2	24	2 住宅や住環境を取り巻く課題 (2)安全・安心に関する事	① 安全・安心な住まい・まちづくりへの継続した対応 杉並区では道路整備を進めていますが、4m未満の道路に接する住宅が依然として4割弱を占めるなど、～略～ また、近年の災害の激甚化を見据えて、災害時における居住の継続や早急な復旧・復興へ～略～	① 安全・安心な住まい・まちづくりへの継続した対応 区では狭い道路の拡幅整備を進めていますが、幅員4m未満の狭い道路に接する住宅が依然として4割弱を占めるなど、～略～ また、近年の災害の激甚化を踏まえて、災害時における居住の継続や早急な復旧・復興へ～略～	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より適切な記述に修正

No.	章	頁	項目等	計画案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
31	2	24	2 住宅や住環境を取り巻く課題 (2) 安全・安心に関すること	② 空家等の問題への対応 ～略～ 空家等の利活用については、空家等の所有者が利活用について、具体的なイメージを持てるよう、相談体制の充実を図る必要があります。 杉並区は住宅を中心とした市街地を形成しているため、管理不全な空家等は周辺環境に悪影響を及ぼすことから、関係部署が連携し、空家等の所有者に対する助言・指導を行うなど、改善に向けた対応が引き続き求められます。	② 空家等の問題への対応 ～略～ 区内の土地利用は7割が宅地であり、住宅を中心とした市街地を形成していることから、管理不全な空家等が周辺環境に悪影響を及ぼす度合いは非常に高くなります。 そのため、建物が空き家になる前の状態から、空き家除却後の跡地活用までの建物等の状態に応じた総合的な空家等対策が引き続き求められます。 また、空家等対策として空家等を様々な用途に転用するなど、利活用を進めることも重要です。そのため、空家等の所有者が利活用について具体的なイメージを持てるよう、相談体制の充実を図る必要があります。	区民等の意見提出手続きを踏まえ、より適切な記述に修正
32	2	25	2 住宅や住環境を取り巻く課題 (2) 安全・安心に関すること	③ 良好な住まいづくりへの対応 ～略～今後も、高齢化が進むと見込まれているため、賃貸住宅等も含めた居住環境のバリアフリー化を引き続き推進していくことが必要です。	③ 良好な住まいづくりへの対応 ～略～今後も、更なる高齢化の進行が見込まれるため、賃貸住宅等も含めた居住環境のバリアフリー化を引き続き推進していくことが必要です。	より適切な記述に修正
33	2	25	2 住宅や住環境を取り巻く課題 (2) 安全・安心に関すること	杉並区は令和3(2021)年11月に、ゼロカーボンシティの実現を目指すことを表明しました。杉並区の土地利用は7割が宅地であり、ゼロカーボンシティの実現のためには、住宅における取組が求められます。そのため、住宅自体の高断熱・高気密化による省エネの推進、再生可能エネルギー*の利用等による再エネの取組、CO2の吸収にも資する良好な緑がある住環境の形成等が必要で	区は令和3(2021)年11月に、ゼロカーボンシティの実現を目指すことを表明しました。区内の土地利用は7割が宅地であり、ゼロカーボンシティの実現に向けては、住宅における取組が重要です。そのため、住宅自体の高断熱・高気密化による省エネの推進、再生可能エネルギー*の利用、CO2の吸収にも資する良好な緑がある住環境の形成等の取組を積極的に進めることが必要です。	より適切な記述に修正
34	2	25	2 住宅や住環境を取り巻く課題 (5) 住環境に関すること	～略～マンションに居住する世帯等の多様な世帯が参加する良好な地域コミュニティ形成の促進、助けあいや防犯意識の向上が求められます。～略～	～略～マンションに居住する世帯等の多様な世帯が参加する良好な地域コミュニティ形成の促進が求められます。～略～	より適切な記述に修正

No.	章	頁	項目等	計画法	修正内容(修正は下線部)	修正理由
35	3	26	1 基本理念と取組方針 (1)基本理念	住宅は多様な人々の生活を支える基盤であり、杉並区は、「杉並区住宅基本条例」において「良好な住環境の下で、良質な住宅が確保され、区民一人ひとりがゆとりある住生活を主体的に営むことができるようにすること」を住宅施策の目標として定めています。 杉並区基本構想では、「みどり豊かな住まいのみやこ」を杉並区の目指す区の姿として定め、杉並区を特徴づける「住宅都市」というイメージをさらに発展させ、区民とともに良好な環境を育み、住まいのまちとしての新たな価値を生み出していくこととしています。 さらに、杉並区は令和3(2021)年11月にゼロカーボンシティを宣言し、令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロを目指すとともに、令和12(2030)年度温室効果ガス排出量を平成12(2000)年度比で50%削減するカーボンハーフを目標に設定しました。ゼロカーボンシティの実現は、住宅施策でも取り組むべき重要な課題です。 これを踏まえ、耐震性能、さらには環境性能等を備えた質の高い住宅ストックを社会的な財産として蓄積し、誰もが快適な住まいを確保するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けながら、豊かな住生活を実感できる住宅施策を実現するため、以下の基本理念を定めます。	住宅は多様な人々の生活を支える基盤であり、安定した居住を確保することは、健康で文化的な生活を営むうえで欠かせない要件です。区は、「杉並区住宅基本条例」において「良好な住環境の下で、良質な住宅が確保され、区民一人ひとりがゆとりある住生活を主体的に営むことができるようにすること」を住宅施策の目標として定めています。 また、「杉並区基本構想」では、「みどり豊かな住まいのみやこ」を区が目指すまちの姿として定め、区を特徴づける「住宅都市」というイメージをさらに発展させ、区民とともに良好な環境を育み、住まいのまちとしての新たな価値を生み出していくこととしています。 基本構想を実現するため「杉並区総合計画」では、防災・減災まちづくりのために、建築物の耐震化、不燃化の促進や狭い道路の拡幅整備、水害対策等を進め、災害に強い安全で安心して住み続けられるまちを目指すこととしています。また、暮らしやすい住環境の形成に向けて、多様なライフステージに対応した住環境の整備や住まいの安定的な確保を促進することで、誰もが暮らしやすく住み続けられるまちづくりを推進することとしています。 さらに、区は令和3(2021)年11月にゼロカーボンシティを宣言し、令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロを目指すとともに、令和12(2030)年度温室効果ガス排出量を平成12(2000)年度比で50%削減するカーボンハーフを目標に設定しました。区では、これまでも地球温暖化防止に資する取組を進めてきましたが、ゼロカーボンシティを実現するためには、環境やまちづくり、産業をはじめとした様々な部門において取組を推進することが重要です。住宅施策においても再生可能エネルギーの利用拡大や省エネルギー対策、グリーンインフラの活用などを進め、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を積極的に進めることが求められます。 以上を踏まえ、「杉並区住宅マスタープラン」では、耐震性能、さらには環境性能等を備えた質の高い住宅ストックを社会的な財産として蓄積し、誰もが快適な住まいを確保するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けながら、豊かな住生活を実感できる住宅施策を実現するため、基本理念を定めます。	上位計画との記載の整合を図るとともに、基本理念がより分かりやすくなるよう記述を修正
36	3	27	1 基本理念と取組方針 (2)取組方針	(2) 取組方針 —	(2) 取組方針 基本理念を実現するため、以下の4つの取組方針を定め、住宅施策を推進していきます。	より分かりやすくなるよう記述を修正
37	3	27	1 基本理念と取組方針 (2)取組方針	取組方針3 住宅セーフティネットの充実 ・住宅確保要配慮者が安全、安心して住まいを確保し、住み続けていくために、杉並区の福祉部門及びNPO*等と連携を図って居住の安定確保を進めます。	取組方針3 住宅セーフティネットの充実 ・住宅確保要配慮者が安全、安心して住まいを確保し、住み続けていくために、区の福祉部門及びNPO*等と連携を図るとともに、民間の住宅ストックを活用しながら居住の安定確保を進めます。	より適切な記述に修正
38	3	27	1 基本理念と取組方針 (2)取組方針	取組方針3 住宅セーフティネットの充実 ・区営住宅について、既存ストックの有効活用を図り、住宅セーフティネットとしての機能を高めます。	取組方針3 住宅セーフティネットの充実 ・区営住宅について、既存ストックの有効活用を図り、住宅に困窮する区民に的確に供給することで、住宅セーフティネットの中核としての機能を高めます。	より適切な記述に修正
39	3	27	1 基本理念と取組方針 (2)取組方針	取組方針4 良好な住環境の形成 ・地区の特色に応じた住宅ストックの形成や利便性の高い都市型住宅地の整備によって、～略～成果目標	取組方針4 良好な住環境の形成 ・地区の特色に応じた住宅ストックの形成や利便性の高い都市型住宅地の整備によって、～略～成果目標	区民等の意見提出手続きを踏まえ、より適切な記述に修正
40	3	29	2 住宅に関する事業の体系図	方針1 安全・安心な住まいづくり (2)安全に居住できる住宅確保 ③性能の高い住まいのための情報提供	方針1 安全・安心な住まいづくり (2)安全に居住できる住宅確保 ③性能の高い住まい確保のための情報提供	誤記修正
41	4	31	取組方針別の事業の記載方法	—	吹き出し追加 「拡充の事業のうち、今回から新たに追加した事業名には【新規】と記載しています。」	より分かりやすい記述に修正
42	4	32	取組方針1 背景	・全ての共同住宅の質の維持・向上と、マンションの適切な管理と建替えの支援を推進する必要があります。	・共同住宅の質の維持・向上と、老朽化したマンションの適切な管理と建替えの支援を推進する必要があります。	より適切な記述に修正
43	4	32	取組方針1 目指す将来の姿	・バリアフリー化や空家等に関する様々な住宅に関する相談機能が充実し、必要な情報の提供が進み、誰もが安心して暮らし続けられる質の高い住宅が確保・維持されています。	・バリアフリー化や空家等、様々な住宅に関する相談機能が充実し、必要な情報の提供が進み、誰もが住みやすい質の高い住宅が確保・維持されています。	より適切な記述に修正
44	4	33	取組方針1 (1) 災害に強い住まいづくり	② 水害対策の充実 ～略～浸水被害の防止に配慮した建築物の建築を促進し、水害対策の充実を図ります。	② 水害対策の充実 ～略～浸水被害の防止に配慮した建築物の増改築等を促進し、水害対策の充実を図ります。	より適切な記述に修正
45	4	35	取組方針1 (1) 災害に強い住まいづくり	④ 事前復興まちづくりの促進 近年、大規模自然災害や首都直下地震発生のリスクが一段と高まっていることを踏まえ、～略～	④ 事前復興まちづくりの促進 近年、大規模自然災害や首都直下地震発生のリスクが一段と高まっていることを踏まえ、～略～	より適切な記述に修正
46	4	35	取組方針1 (1) 災害に強い住まいづくり	④ 事前復興まちづくりの促進 —	④ 事前復興まちづくりの促進 災害に備えたエネルギーの確保 ・発災後も都市機能を維持できるよう、多様な発電手段を用いた電力供給の安定化に向けた取組を推進します。 ・災害時においても自宅で生活を継続できるよう、各住宅での太陽光発電や家庭用燃料電池等の設置を促進します。 ・大規模な土地利用転換や共同住宅の建設にあわせて、防災備蓄倉庫や太陽光発電を含む自家発電設備などの整備を誘導します。	区民等の意見提出手続きによる意見を踏まえ、より適切な記述に修正

No.	章	頁	項目等	計画法	修正内容(修正は下線部)	修正理由
47	4	37	取組方針1 (2) 安全に居住できる住宅確保	③ 性能の高い住まい確保のための情報提供 ・東京都優良マンション登録表示制度*の普及啓発	「東京都優良マンション登録表示制度*の普及啓発」の項目、関連図及び用語集から用語説明を削除	類似の内容について統合し、より適切な記述に修正
48	4	38→ 37	取組方針1 (2) 安全に居住できる住宅確保	③ 性能の高い住まい確保のための情報提供 住宅取引に関する情報発信 ・売主、買主双方が安心して既存住宅を売買し、リフォームやリノベーションができるよう、住宅性能表示制度*、住宅履歴情報、住宅の瑕疵の有無を明らかにする建物状況調査(インスペクション)等の制度の情報発信を進めます。	③ 性能の高い住まい確保のための情報提供 住宅取引に関する情報発信 ・売主、買主双方が安心して既存・新築住宅の売買や、リフォーム、リノベーションができるよう、不動産関係団体と連携し、住宅性能表示制度*、住宅履歴情報、住宅の瑕疵の有無を明らかにする建物状況調査(インスペクション)等の制度の効果的な情報発信を進めます。	より適切な記述に修正
49	4	39→ 38	取組方針1 (3) 総合的な空家等対策	② 空家等の利活用の促進 (仮称)空家等利活用相談窓口の開設 ・杉並区内における空家等の利活用を促進するため、空家等の利活用に関するノウハウを有する民間事業者と協働し、(仮称)空家等利活用相談窓口を新たに開設し、空家等の利活用に関する一般的な相談のほか、空家等の所有者と利活用を希望する民間事業者との適切なマッチングなどを行う体制を整備します。	② 空家等の利活用の促進 (仮称)空家等利活用相談窓口の開設 ・区内における空家等の利活用を促進するため、空家等の利活用に関するノウハウを有する民間事業者と協働し、(仮称)空家等利活用相談窓口を新たに開設し、空家等の利活用に関する一般的な相談のほか、空家等の所有者と利活用を希望する民間事業者との適切なマッチングなどを行う体制を整備します。	記載の統一を図るため修正
50	4	40→ 39	取組方針1 (3) 総合的な空家等対策	③ 管理不全な空家等への対応 _改善に向けた助言・指導等の実施	③ 管理不全な空家等への対応 管理不全な空家等の改善に向けた助言・指導等の実施	記載の統一を図るため修正
51	4	41→ 40	取組方針1 (4) マンションの質の維持・向上	② マンションの管理適正化の推進 管理計画認定制度の創設・運用 ・管理組合による自主的かつ適正なマンション管理を推進するため、杉並区マンション管理適正化推進計画を策定し、管理組合の管理者等が作成したマンション管理計画を認定する管理計画認定制度を運用します。	② マンションの管理適正化の推進 管理計画認定制度の運用 ・管理組合による自主的かつ適正なマンション管理を推進するため、「杉並区マンション管理適正化推進計画」を策定し、管理組合の管理者等が作成したマンション管理計画を認定する管理計画認定制度を運用し、マンション管理の適正化を推進します。	より適切な記述に修正
52	4	47→ 41	取組方針1 (4) マンションの質の維持・向上	④ 高経年化したマンションの耐震化・建替えの支援 耐震アドバイザー派遣 ・管理状況届出制度により耐震性が不明なマンションの管理組合に耐震化の重要性、必要性を案内し、耐震化に関するアドバイザーを派遣します。	④ 高経年化したマンションの耐震化・建替えの支援 耐震アドバイザー派遣 管理状況届出制度により耐震性が不明なマンション管理組合に耐震化の重要性、必要性を案内し、耐震化に関するアドバイザーを派遣します。	より適切な記述に修正
53	4	42	取組方針1 (4) マンションの質の維持・向上	マンション管理適正化推進計画について ～略～ マンション管理適正化推進計画を定めることにより、各自治体はマンション管理組合の管理計画の認定と、必要に応じて管理組合の管理者等に対する指導・助言を実施できるようになりました。	マンション管理適正化推進計画について ～略～ マンション管理適正化推進計画を定めることにより、各自治体はマンション管理組合の管理計画の認定と、認定された管理計画に従ってマンションの管理を行っていない場合、管理者等に対し、その改善に必要な措置を命じることができま	より適切な記述に修正
54	4	48→ 47	取組方針2 計画の指標	住宅の断熱化※の実施状況 11.4%	住宅の断熱化※の実施状況 22.8%	誤記修正
55	4	49→ 48	取組方針2 (1) 住宅の脱炭素化の推進	① 住宅の創エネ、省エネの取組の充実 断熱改修等省エネルギー対策助成 ・温室効果ガス排出量やエネルギー消費量削減のため、高日射反射率塗装や、窓断熱改修等省エネルギー対策の費用を助成します。	① 住宅の再エネ、省エネの取組の充実 断熱改修等省エネルギー対策助成 ・温室効果ガス排出量やエネルギー消費量削減のため、高日射反射率塗装や、窓断熱改修等省エネルギー対策の費用、自然冷媒ヒートポンプ給湯器及び家庭用燃料電池設置の費用を助成します。	区民等の意見提出手続きを踏まえ、より適切な記述に修正
56	4	49→ 48	取組方針2 (1) 住宅の脱炭素化の推進	① 住宅の創エネ、省エネの取組の充実	① 住宅の再エネ、省エネの取組の充実 住宅等のZEH/ZEB化 ・今後の国等の動向等を注視しながら、住宅、事業所の新築・改築時には、ZEH/ZEB化を促進します。	杉並区温暖化対策計画と整合を図るため修正
57	4	49→ 48	取組方針2 (1) 住宅の脱炭素化の推進	① 住宅の創エネ、省エネの取組の充実 省エネ・再エネ住宅に向けた普及啓発 ・講座・講演や杉並区ホームページ等による周知のほか、区役所ロビーで行う環境展などで複層ガラス窓や雨水タンク等の見本展示等を行います。	① 住宅の再エネ、省エネの取組の充実 省エネ・再エネ住宅の促進に向けた普及啓発 ・講座・講演や区公式ホームページ等による周知のほか、区役所ロビーで行う環境展などで複層ガラス窓や雨水タンク等の見本展示等を行います。	より適切な記述及び記載の統一を図るため修正
58	4	49→ 48	取組方針2 (1) 住宅の脱炭素化の推進	① 住宅の創エネ、省エネの取組の充実 省エネ・再エネ住宅に向けた普及啓発 ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき、対象となる建築物についての省エネ性能を審査し、また性能を満たすよう指導します。	① 住宅の再エネ、省エネの取組の充実 省エネ・再エネ住宅の促進に向けた普及啓発 ・建築物省エネ法に基づき、対象となる建築物についての省エネ性能を審査し、また性能を満たすよう指導します。	より適切な記述及び記載の統一を図るため修正
59	4	50→ 49	取組方針2 (1) 住宅の脱炭素化の推進	【コラム】シャレール荻窪の環境共生 シャレール荻窪の建替えては、団地内で快適に暮らしつつ、～略～	【コラム】シャレール荻窪の環境共生 シャレール荻窪の建設にあたっては、団地内で快適に暮らしつつ、～略～	区民等の意見提出手続きを踏まえ、より適切な記述に修正
60	4	51→ 50	取組方針2 (1) 住宅の脱炭素化の推進	【コラム】新しい日常に対応した公社住宅 東京都住宅供給公社住宅では、杉並区内にある「コーシャハイム新中野テラス」の建て替えに伴い、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した住宅として、整備しています。 ～略～また、ボタンに触れずスマホで操作が可能なタッチレス型エレベーターなどが設置されています。	【コラム】新しい日常に対応した公社住宅 区内にある「コーシャハイム新中野テラス」は、感染症対策に配慮した住宅として東京都住宅供給公社が整備した賃貸住宅です。 ～略～また、ボタンに触れずスマホで操作が可能なタッチレス型エレベーターなどが設置されています。	より適切な記述に修正
61	4	52→ 51	取組方針3 背景	・住宅セーフティネット法*で定める住宅確保要配慮者が安心・快適に暮らすために、民間賃貸住宅の活用や、安定して居住できる住宅の確保のための居住支援が必要です。～略～	・住宅セーフティネット法*で定める住宅確保要配慮者が安心・快適に暮らすために、民間賃貸住宅の活用など、安定して居住できる住宅の確保のための居住支援が必要です。～略～	より適切な記述に修正
62	4	52→ 51	取組方針3 背景	・杉並区にある区営住宅は、ほぼ同時期に建物の耐用年数の半分を超えるため、計画的な建替えや長く使い続けられるよう耐久性を向上させる修繕が必要です。～略～	・区内の区営住宅は、ほぼ同時期に建設されたため、計画的な建替えや長く使い続けられるよう耐久性を向上させる修繕が必要です。～略～	より適切な記述に修正

No.	章	頁	項目等	計画法	修正内容(修正は下線部)	修正理由
63	4	52→51	取組方針3 背景	・また、区営住宅は、親族との同居を前提に入居者募集をしていますが、入居者の高齢化等により単身世帯となったにも関わらず、～略～単身用住宅の確保が必要です。	・区営住宅は、親族との同居を前提に入居者募集をしていますが、入居者の高齢化等により単身世帯となったにも関わらず、～略～単身用住宅の確保が課題です。	より適切な記述に修正
64	4	52→51	取組方針3 目指す将来の姿	・誰もが住み続けられる住宅環境が整備され、暮らしやすい環境が整備されています。 ・安心して生活が送れる、良好な居住環境の区営住宅を提供しています。	・誰もが住み続けられる住宅環境が整い、暮らしやすい環境が整備されています。 ・安心して生活が送れる、良好な区営住宅を提供しています。	より適切な記述に修正
65	4	53→52	取組方針3 (1) 多様な世帯の住まい環境の整備	①住宅確保要配慮者向けの住まい環境の整備～略～ そして、居住支援などを行っているNPOや～略～また、福祉部門等関係課と必要に応じて連携しながら、住宅確保要配慮者が区内に住み続けることができるよう、居住支援策の1つとして、住宅ストックの有効活用も視野に入れつつ、家賃助成制度の検討を進めます。	①住宅確保要配慮者向けの住まい環境の整備～略～ あわせて、居住支援などを行っているNPOや～略～また、福祉部門等関係課と連携しながら、住宅確保要配慮者が区内に住み続けることができるよう、住宅ストックの有効活用も視野に入れつつ、居住支援策の1つとして、家賃助成制度の検討を進めます。	より適切な記述に修正
66	4	53→52	取組方針3 (1) 多様な世帯の住まい環境の整備	①住宅確保要配慮者向けの住まい環境の整備 家賃助成制度の検討	①住宅確保要配慮者向けの住まい環境の整備 住宅確保要配慮者を対象とした家賃助成制度の検討	より適切な記述に修正
67	4	54→53	取組方針3 (1) 多様な世帯の住まい環境の整備	①住宅確保要配慮者向けの住まい環境の整備	①住宅確保要配慮者向けの住まい環境の整備 空家等利活用モデル事業の実施(再掲) ・杉並区居住支援協議会と連携し、区内にある空家等を利活用し、住宅確保要配慮者への住まいや地域コミュニティ活動ができる施設の提供により、地域交流及び地域コミュニティの活性化等に貢献することを目的とした空家等利活用モデル事業を実施します。	より適切な記述に修正
68	4	56→55	取組方針3 (1) 多様な世帯の住まい環境の整備	③ 障害者の住まい環境の整備 障害者グループホーム等の整備 ～略～ ・土地建物所有者と施設運営者双方の調整や必要手続きの案内等の支援を一連の流れとして提供する「障害者グループホームマッチングコーディネート事業」を継続的に進めます。	③ 障害者の住まい環境の整備 障害者グループホームの整備 ～略～ ・土地建物所有者と施設運営者双方の調整や必要手続きの案内等の支援を一連の流れとして提供する「障害者グループホームマッチングコーディネート事業」を継続的に進めます。	より適切な記述に修正
69	4	57→56	取組方針3 (1) 多様な世帯の住まい環境の整備	④ 子育て世帯の住まい環境の整備 区営住宅の使用許可期限を定めた優遇抽選 ・ひとり親世帯、多子世帯について、区営住宅に入居する子どもが22歳に達した次の3月31日までを使用許可期限とする定期使用枠の申込者に対し、優遇抽選を実施します。	④ 子育て世帯の住まい環境の整備 区営住宅の使用許可期限を定めた優遇抽選 ・ひとり親世帯、多子世帯について、区営住宅に入居する子どもが22歳に達した次の3月31日までを使用許可期限とする定期使用枠の申込者に対し、引き続き優遇抽選を実施します。	より適切な記述に修正
70	4	57→56	取組方針3 (1) 多様な世帯の住まい環境の整備	④ 子育て世帯の住まい環境の整備 「東京都子育てに配慮した住宅のガイドブック」普及啓発 ・バリアフリーなどハード面における子育て世帯に配慮した技術的情報を発信します。 ・居住者同士や地域との交流の促進に向けたソフト面の～略～	④ 子育て世帯の住まい環境の整備 「子育てに配慮した住宅のガイドブック」普及啓発 ・バリアフリーなどハード面における子育て世帯に配慮した技術的情報や、居住者同士や地域との交流の促進に向けたソフト面の～略～	より適切な記述に修正
71	4	58→57	取組方針3 (2) 公営住宅の管理・運営の適正化	① 公営住宅の適切な整備 ～略～ユニバーサルデザインの考え方を基本としたバリアフリー住宅を整備します。～略～	① 公営住宅の適切な整備 ～略～ユニバーサルデザインの考え方を基本としたバリアフリー化を推進します。～略～	より適切な記述に修正
72	4	58→57	取組方針3 (2) 公営住宅の管理・運営の適正化	① 公営住宅の適切な整備 区営住宅の計画的な長寿命化 ・予防保全的観点から～略～ ・建替え等による単身用住宅の早期確保や財政負担の平準化などの課題を踏まえて、区営住宅等の改築・長寿命化に関する基本的な考え方を整理します。	① 公営住宅の適切な整備 区営住宅の計画的な長寿命化 ・予防保全的観点から～略～	内容重複により修正
73	4	58→57	取組方針3 (2) 公営住宅の管理・運営の適正化	① 公営住宅の適切な整備 適切な建替えの検討 ・将来的な区営住宅の建替え等について、「杉並区営住宅長寿命化計画*」を踏まえた改築等の方向性を整理し、令和6(2024)年度までに建替え候補団地等を検討します。	① 公営住宅の適切な整備 適切な建替えの検討 ・建替え等による単身用住宅の早期確保や財政負担の平準化などの課題解決に向けた将来的な区営住宅の建替え等について、「杉並区営住宅長寿命化計画*」を踏まえた改築等の方向性を整理し、令和6(2024)年度までに建替え候補団地等を検討します。	重複内容の整理・統合による修正
74	4	58→57	取組方針3 (2) 公営住宅の管理・運営の適正化	① 公営住宅の適切な整備 区営住宅のバリアフリー化 ・区営住宅の浴槽のない住戸及びバランス釜*が設置されている住戸には、浴槽を出入りしやすい高さにするなど、安全性に配慮した加齢対応型浴槽等を設置します。	① 公営住宅の適切な整備 区営住宅のバリアフリー化 ・区営住宅の浴槽のない住戸及びバランス釜*が設置されている住戸には、浴槽を出入りしやすい高さにするなど、安全性に配慮した加齢対応型浴槽等の設置を順次進めます。	より適切な記述に修正
75	4	58→57	取組方針3 (2) 公営住宅の管理・運営の適正化	① 公営住宅の適切な整備 停電時の閉じ込め防止等の安全性の向上 ・エレベーターの交換又は建替えの際に戸開走行保護装置が設置されたエレベーターを整備します。	① 公営住宅の適切な整備 停電時の閉じ込め防止等の安全性の向上 ・エレベーターの交換又は建替えの際に、エレベーターのごと天井の間に人が挟まる事故を未然に防止する戸開走行保護装置が設置されたエレベーターを整備します。	より分かりやすい記述に修正
76	4	60→59	取組方針3 (2) 公営住宅の管理・運営の適正化	② 区営住宅の管理・運営の適正化 入居基準を超えた収入者への適切な退去勧奨・指導 ・住宅の明渡し義務が課される高額所得者や明渡し努力義務が課される収入超過者に対して、区営住宅の明渡し請求及びUR賃貸住宅や公社一般賃貸住宅への転居をあっせんします。	② 区営住宅の管理・運営の適正化 入居基準を超えた収入者への適切な退去勧奨・指導 ・入居希望者が多い状況を踏まえ、住宅の明渡し義務が課される高額所得者に対して、期限を定めて区営住宅の明渡し請求を行います。また、明渡し努力義務が課される収入超過者に対しては、UR賃貸住宅や公社一般賃貸住宅への転居をあっせんします。	より適切な記述に修正

No.	章	頁	項目等	計画法	修正内容(修正は下線部)	修正理由
77	4	62→61	取組方針4 (1) 暮らしやすい住宅街地づくり	① 良好な住環境の形成誘導 区と区民、事業者等が連携して、多様なニーズに応じた良好な住環境や住宅ストックを確保するため、景観計画や建築計画を活用し、適切に誘導します。	① 良好な住環境の形成誘導 区と区民、事業者等が連携して、多様なニーズに応じた良好な住環境や住宅ストックを確保するため、景観計画や建築計画を活用し、居心地が良く魅力的なまちの形成を適切に誘導します。	より適切な記述に修正
78	4	62→61	取組方針4 (1) 暮らしやすい住宅街地づくり	① 良好な住環境の形成誘導 優良建築物等整備事業等の周知 ・駅前周辺の建替え計画等について、優良建築物等整備事業等の周知を図ります。	① 良好な住環境の形成誘導 優良建築物等整備事業等の周知 ・区公式ホームページを活用して、優良建築物等整備事業等の周知を図ります。	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より適切な記述に修正
79	4	62→61	取組方針4 (1) 暮らしやすい住宅街地づくり	① 良好な住環境の形成誘導 —	① 良好な住環境の形成誘導 管理不全な空家等の改善に向けた助言・指導等の実施(再掲) ・適切な管理がされていない空家等に関する相談をワンストップ窓口である住宅課が一括して受け、相談内容の取りまとめや、所有者調査を実施します。 ・相談内容に応じて担当部署に引き継ぎ、現場調査後、空家等の所有者に対して問題の改善に向けた助言・指導等を行います。 特定空家等への措置(再掲) ・空家等をそのまま放置した場合、倒壊等の著しく保安上危険となるおそれがあるなど、周辺の生活環境への悪影響が社会通念上、許容される範囲を超えた場合等については、特定空家等と判断し、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条に基づく措置を適切に行います。	より適切な記述に修正
80	4	63→62	取組方針4 (1) 暮らしやすい住宅街地づくり	② 暮らしやすい環境の整備 地区計画等まちづくりの手法を活用しながら、行政手続きの効率化、各関係機関との調整、地域住民との合意形成を図り、利便性が高く、暮らしやすい環境を整えます。 ～略～	② 暮らしやすい環境の整備 地区計画等のまちづくり手法を活用しながら、行政手続きの効率化、各関係機関との調整、地域住民との合意形成を図り、利便性が高く、暮らしやすい環境を整えます。 ～略～	より適切な記述に修正
81	4	63→62	取組方針4 (1) 暮らしやすい住宅街地づくり	② 暮らしやすい環境の整備 住宅施設の複合化・多様化 ・都営住宅の～略～公社一般賃貸住宅、UR賃貸住宅の建替えの際にも、関係団体に同様の要望を行います。	② 暮らしやすい環境の整備 住宅施設の複合化・多様化 ・都営住宅の～略～UR賃貸住宅等の建替えの際にも、関係団体に同様の要望を行います。	より適切な記述に修正
82	4	64→63	取組方針4 (2) 良好な地域コミュニティの形成	① 多様な世帯が参加するコミュニティ形成の促進 町会・自治会、地域ボランティアやNPO団体の活動に対する支援 ・景観づくり、防犯活動、清掃活動などの取組について、町会・自治会、地域ボランティアやNPO団体の活動に対し、支援します。	① 多様な世帯が参加する地域コミュニティ形成の促進 町会・自治会、地域ボランティアやNPO団体の活動に対する支援 ・景観づくり、防犯活動、清掃活動などの取組について、町会・自治会、地域ボランティアやNPO団体の活動に対し支援します。	適切な記述に修正
83	4	64→63	取組方針4 (2) 良好な地域コミュニティの形成	① 多様な世帯が参加するコミュニティ形成の促進 —	① 多様な世帯が参加する地域コミュニティ形成の促進 空家等利活用モデル事業の実施(再掲) ・杉並区居住支援協議会と連携し、区内にある空家等を利活用し、住宅確保要配慮者への住まいや地域コミュニティ活動ができる施設の提供により、地域交流及び地域コミュニティの活性化等に貢献することを目的とした空家等利活用モデル事業を実施します。	適切な記述に修正
84	5	65→64	—	本計画の対象となる住宅や敷地は、大部分が民間のものであり、住宅マスタープランの事業を実現するためには、区民、民間事業者等の協力が不可欠です。そのため、杉並区、区民、民間事業者等が連携して同じ目的に向かって取り組んでいけるよう、住宅マスタープランの普及啓発を図るとともに区民、民間事業者等と連携し、事業の推進に努めていきます。	本計画の対象となる住宅や敷地は、大部分が民間のものであり、住宅マスタープランの基本理念を実現するためには、区民や事業者等の協力が不可欠です。そのため、杉並区住宅マスタープランの普及啓発を図り、区、区民及び事業者等が連携して住宅施策を進めていきます。	適切な記述に修正
85	5	65→64	—	1. 区民、民間事業者等との連携と庁内推進体制の強化 住宅確保要配慮者に対するセーフティネットについて、国や東京都だけでなく、区民、民間事業者、NPOなど、様々な関連団体等と連携を取りながら取り組んでいきます。その中で、居住支援や自立支援、バリアフリー化の推進、良好な住宅市場の形成等を働きかけていきます。 また、まちづくり、福祉・保健、環境や防災など関連部門と、課題や住宅施策に関する区民の意向等について積極的に情報共有を図り、総合的に住宅施策を進めていきます。	1. 区民、事業者等との連携と庁内推進体制の強化 誰もが安心して住み続けられる暮らしやすい住環境の実現に向け、国や東京都だけでなく、区民・事業者・NPOなど、様々な関連団体等との連携・協力が欠かせません。 区は区民等との対話により、住宅確保要配慮者への対応や空家等対策などの住まいに係る様々な課題を共有しながら住宅施策を進めるとともに、その課題解決においては、令和5(2023)年度より運用を開始する公民連携プラットフォームの活用も視野に入れつつ、地域の様々な主体との協働を図っていきます。 また、庁内ではまちづくり、保健・福祉、環境や防災といった関連部門と、課題や住宅施策に関する区民の意向等について積極的に情報共有を図っていきます。 このような取組を通じて、総合的な住宅施策を進めていきます。	協働に関する記述を追加
86	5	65→64	—	2. 各事業の進捗状況の把握 取組方針の実現に向け、目標に対する事業の進行状況を成果指標で把握し、各事業の効果を検証します。	2. 各事業の進捗状況の把握 取組方針の実現に向け、目標に対する事業の達成状況を成果指標で把握し、各事業の効果を検証します。	より適切な記述に修正
87	-		本文中	創エネ	再エネ	記載の統一を図るため修正
88	-		本文中	民間事業者	事業者	記載の統一を図るため修正
89	-		本文中	都、区の条例、構想、方針、計画等の名称の記載方法の統一	例)「杉並区基本構想」	記載の統一を図るため修正
90	-		本文中	グラフ、表、図	グラフ、表、図中の数値の表記、軸ラベルの表記、出典及びタイトル表記の統一	記載の統一を図るため修正
91	-		本文中	元号表記	本文中の和暦表記に西暦を併記するよう表記統一	記載の統一を図るため修正

No.	章	頁	項目等	計画案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
92	-		本文中	共に	ともに	記載の統一を図るため修正
93	-		本文中	「杉並区」、「区」の記載方法の統一	例) 本文中の表記は「区～」とする。	記載の統一を図るため修正
94	-		本文中	出典元の資料から集計・作成している図表の出典	「出典」表記を削除し、「～より作成」に統一	記載の統一を図るため修正
95	-		本文中	ページ番号のずれ	ページ番号のずれ	デザインによる修正
96	資料編	75→ 73	-	既存不適格 事実上建築基準法に違反しているが、法改正前に建築された等の特例により違法建築ではないとされている建築物のこと。	既存不適格 現行の建築基準法には適合していないが、建築基準法が改正される前に建築された等の特例により違法建築ではないとされている建築物のこと。	区民等の意見提出手続きを踏まえ、より適切な記述に修正
97	資料編	80→ 77	-	耐震診断 建築物の地震に対する安全性を確認するため、耐震性能を評価し、耐震改修が必要かどうかを総合的に判定する診断のこと。	耐震診断 建築物の地震に対する安全性を確認するため、耐震性能を評価し、耐震改修の必要性を総合的に判定する診断のこと。	より適切な記述に修正
98	資料編	80→ 77	-	テレワーク Tel(離れて)とWork(仕事)を組み合わせた造語。自宅で働く在宅勤務、移動中や出先で働くモバイル勤務、本拠地以外の施設で働くサテライトオフィス勤務がある。	テレワーク Tele(離れて)とWork(仕事)を組み合わせた造語。自宅で働く在宅勤務、移動中や出先で働くモバイル勤務、本拠地以外の施設で働くサテライトオフィス勤務がある。	誤記修正
99	資料編	82→ 79	-	優良建築物等整備事業 市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う事業のこと。 区では、この事業に要する費用の一部を助成することで、区民福祉の向上に寄与することを目的としている。	優良建築物等整備事業 市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う事業のこと。	より適切な記述に修正
100	資料編	84→ 81	-	ZEB ネットゼロエネルギービル(ZEB: Net Zero Energy Building)。～略～省エネ機能の向上や再生可能エネルギーの活用などの創エネにより削減し、～略～  ZEH ネットゼロエネルギーハウス(ZEH: Net Zero Energy House)。～略～省エネ機能の向上や再生可能エネルギーの活用などの創エネにより削減し、。～略～	ZEB ネットゼロエネルギービル(ZEB: Net Zero Energy Building)。～略～省エネ機能の向上や再生可能エネルギーの活用などにより削減し、～略～  ZEH ネットゼロエネルギーハウス(ZEH: Net Zero Energy House)。～略～省エネ機能の向上や再生可能エネルギーの活用などにより削減し、。～略～	より適切な記述に修正